

法務省保総第162号  
平成30年6月25日

地方更生保護委員会委員長 殿  
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局長 畝 本 直 美  
( 公 印 省 略 )

医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報の提供  
について（通達）

標記について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に定める対象行為の被害者等の権利利益の保護の充実を図るため、本年7月9日から、下記のとおり実施することとしたので、通達します。

## 記

### 1 趣旨

従来から、医療観察制度においては、平成17年7月14日付け法務省保総第595号・障精発第0714003号法務省保護局総務課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知「地域社会における処遇のガイドラインについて」2の（7）に基づき、保護観察所から一定の範囲で被害者等に情報を提供することで、対象者の社会復帰が促進されると見込まれる場合には、対象者の個人情報については厳に慎重に取り扱わなければならないことに留意しつつ、その同意に基づいて、被害者等に対して情報提供を行うことができることとされている。今般、そうした対応に加えて、被害者等の権利利益の保護の充実を図るため、対象者の処遇段階等に関する情報について、被害者等から情報提供の希望があった場合、以下のとおり、保護観察所から被害者等に提供することとする。

### 2 情報提供の希望を申し出ることができる被害者等

医療観察法に定める対象行為の被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士

### 3 情報提供の内容

- (1) 対象者の氏名
- (2) 対象者の処遇段階（入院処遇，地域社会における処遇，処遇終了）及びその開始又は終了の年月日
- (3) 対象者に対し生活環境の調整を実施している居住地保護観察所又は精神保健観察を実施している保護観察所の名称，所在地及び連絡先（対象者の処遇が終了している場合は，処遇終了時に生活環境の調整を実施していた居住地保護観察所又は精神保健観察を実施していた保護観察所の名称，所在地及び連絡先）
- (4) 地域社会における処遇中の(3)の保護観察所による対象者との接触状況（4(1)の申出書を受理した月から直近6か月間（処遇が終了している対象者については，処遇が終了した月から遡って直近6か月間）の面接及び本人が参加したケア会議の回数合計）

### 4 情報提供の手続等

- (1) 情報提供は，被害者等からの申出に基づいて行うこととし，医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供希望申出書（別添様式）の提出を求めること。
- (2) 被害者等からの申出の際，情報提供された内容を不当に第三者に漏らさない旨誓約するよう求めること。
- (3) 情報提供は，口頭又は文書その他適宜の方法により行うこと。
- (4) 情報提供は，対象者の社会復帰の促進の見込みにかかわらず，また，対象者の同意なく，行うものであるが，情報提供することが相当でないと認められる場合には，情報提供しないこと。